

令和3年5月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和3年5月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和3年5月31日（月）午後1時29分から午後3時25分

2 場 所 大会議室

3 出席農業委員 20人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
21番	波多腰哲郎	23番	塩野崎道子
24番	二村 喜子	25番	上條信太郎

4 欠席農業委員 5人

5番	中川 敦	6番	金子 文彦
10番	岩垂 治	22番	三村 晴夫
26番	堀口 崇		

5 出席推進委員 7人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推3番	大澤 好市	推5番	太田 辰男
推12番	堀内 俊雄	推13番	上條 信
推15番	波田野裕男		

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第27号～第33号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第34号～第36号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第37号、第38号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第39号～第50号）
- オ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件
……………（議案第51号、第52号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第53号、第54号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

ブロック別研修・懇談会の開催について

(2) 報告事項

ア 令和3年度農作業標準労賃・機械作業標準料金について

イ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小林 伸一
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 任	藤井 勇太
		〃	主 事	増澤 千尋
		〃	主 事	保科 黄
		農 政 課	主 事	宇治 樹
		〃	主 事	寺沢真由紀
		松本農業農村支援センター	課長補佐	戸谷 修一

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 23番 塩野崎道子 委員

1番 青木 秀夫 委員

〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から審議を進めてまいります。

初めに、議案第27号 農用地利用集積計画の決定の件及び本日三村委員が欠席でありますので、議案29号の農用地利用集積計画の決定の件についても併せて上程をいたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備をいただきたいと思っております。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をいただきます。

増澤主事。

増澤主事

農業委員会事務局、増澤でございます。

問題は生じないかなというふうを考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

寺沢主事。

寺沢（農政課）

農政課、寺沢と申します。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

別冊資料1ページ目をご覧ください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第27号になります。

合計のみ申し上げますので、24ページ目をご覧ください。

一般、筆数101筆、貸付け66人、借入れ54人、面積16万2,875平米。

経営移譲、筆数18筆、貸付け2人、借入れ2人、面積2万7,875.02平米。

利用権の移転、筆数7筆、貸付け4人、借入れ2人、面積7,814平米。

所有権の移転、筆数13筆、貸付け2人、借入れ6人、面積1万6,882平米。

第18条2項6号関係、筆数3筆、貸付け3人、借入れ2人、面積9,550平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数246筆、貸付け148人、借入れ1人、面積38万1,820.68平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数224筆、貸付け1人、借入れ65人、面積34万7,650.68平米。

合計、筆数612筆、貸付け226人、借入れ132人、面積95万4,4567.38平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数250筆、面積40万6,686平米、集積率は77.04%です。

議案第27号は以上になります。

続きまして、議案第29号になります。

25ページをご覧ください。

合計欄のみ申し上げます。

一般、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積976平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,829平米。

合計、筆数2筆、貸付け2人、借入れ2人、面積2,805平米。

集積率はそれぞれ100%になります。

議案第29号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして農業委員さん、また推進委員さんの皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約をいたします。
議案の採決におきましては、農業委員の皆さんを対象に伺います。
議案第27号及び第29号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第28号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、百瀬委員には退室をお願いいたします。

(百瀬農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
寺沢主事。

寺沢（農政課） 議案第28号です。
引き続き25ページをご覧ください。
合計欄はございませんが、申し上げます。
合計、筆数2筆、貸付け2人、借入れ1人、面積2,083平米。
上記の利用権設定のうち、認定農業者への集積率はゼロ%です。
議案第28号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対して委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約をいたします。
議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

それでは、退室をしております百瀬委員の入室を許可をいたします。

(百瀬農業委員 入室)

議長 続きます、議案第30号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、31条の規定によりまして、橋本委員には退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
寺沢主事。

寺沢(農政課) 議案第30号です。
26ページをご覧ください。
合計欄のみ申し上げます。
合計、筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,017平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第30号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約をいたします。
議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております橋本委員の入室を許可をいたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きます、議案31号 農地利用集積計画決定の件について上程をいたしますが、本件は私に関係する案件になりますので、31条の規定によりまして、私は議事に参与できないために退室をさせていただきます。
議事の進行を会長代理をお願いいたします。

(小林農業委員 退席)

田中会長代理 それでは、本件につきまして、会長に代わりまして私が議事進行を務めてまいります。
議案について、農政課から説明をお願いいたします。
寺沢主事。

寺沢（農政課） 議案第31号です。
引き続き26ページをご覧ください。
合計欄のみ申し上げます。
合計、筆数9筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万1,343平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第31号は以上になります。

田中会長代理 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

田中会長代理 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第31号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

田中会長代理 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している小林委員の入室を許可いたします。

(小林農業委員 入室)

田中会長代理 議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を再び小林会長に交代いたします。

議 長 続きまして、議案第32号 農用地利用集積計画の決定についてを上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、31条の規定により、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議 長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
寺沢主事。

寺沢（農政課） 議案第32号です。
27ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数5筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万656平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第32号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようです。
集約をいたします。
議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております濱委員さんの入室を許可いたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案33号 農地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、塩原委員には退室をお願いいたします。

(塩原農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
寺沢主事。

寺沢（農政課） 議案第33号です。
合計欄のみ申し上げます。
引き続き27ページをご覧ください。
合計、筆数7筆、貸付け1人、借入れ2人、面積1万342平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は84.94%です。
議案第33号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約をいたします。
議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております塩原委員さんの入室を許可をいたします。

(塩原農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第34号から36号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、3件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、総会資料1ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第34号、島内〇〇〇-〇、台帳、現況地目ともに畑、92平米外1筆、合計101.56平米を一体利用のため、交換及び売買により〇〇〇〇さんへ所有権移転するものです。
続きまして、議案第35号、寿小赤〇〇〇-〇、台帳、田、現況、畑、429平米を農地保全のため、売買により〇〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。
なお、本申請は、農地法施行規則第17条第2項の規定により、別段面積を設定した農地になります。
あわせて、〇〇〇さんは新規就農者です。住所地は寿小赤、就農目的は自家消費を中心とする農業、農業従事者は2人で、本人と母、署名は河西農業委員です。
続きまして、議案第36号、新村〇〇〇、台帳、田、現況、畑、763平米外3筆、合計3,399平米を道路用地の代替農地取得のため、売買により〇〇〇〇さんらへ所有権を移転するものです。
以上3件につきましては、先ほど説明しました別段面積を設定した議案第35号を除き、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 初めに、議案34号について地元の委員の意見をお願いいたします。島内

でありますので、河野委員さん、お願いします。

河野農業委員

場所は、島内の小宮地籍になります。小宮会館という公民館の西裏のところに大きな水路があるわけですが、実は元はその水路はくしゃんと曲がっていたと。ところが、事業の関係で真っすぐに伸ばした関係で、このぐるっと回っていた部分が市の所有として残ってしまったと。実際には〇〇さんのほうで今現状、耕作していますけれども、名義が移ってないものから、今後のこともあり、松本市から譲り受けるという内容でございます。農地の利用上も、変な格好ではなくて、いい形で利用できるようになりますので、よろしいかと存じます。

以上です。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第34号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続きまして、35号であります。寿であります。河西委員さん、お願いします。

河西農業委員

場所は、小池の公民館から少し東に行った小さい農地です。別段農用地に設定されているということですので、大型機械は入れないところになります。そこで今回土地を購入する〇〇〇さんは、30年ほど前から家庭菜園的な農業をしてきた方です。赤羽推進委員さんが近くで営農してまして、詳しいお話も伺いましたけれども、しっかり今まで家庭菜園的な農業ですけれども、作物を作っていて、問題ないだろうという意見をいただいております。権利関係もクリアになりますので、よろしいかと思えます。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見がないようですので、集約をいたします。
議案第35号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆

さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続きまして、36、新村であります。柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 それでは、説明させていただきます。
中部縦貫道関係の用地の関係で、〇〇さん、ご兄弟でこれ、ありますが、
蘭の栽培をハウス等でやっております。その関係で、土地が用地として手
放したために、こちらの農地を取得したいという内容でございます。専業
農家で頑張っていると思いますので、別段問題ないと考えておりますの
で、お願いします。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い
いたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第36号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆
さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続きまして、議案37号及び38号 農地法第4条の規定による許可申請
承認の件、2件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。よろしくをお願いいたします。
着座にて説明をさせていただきます。
議案書の2ページをお願いいたします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件についてご説明をさせていた
だきます。
議案第37号、今井〇〇〇〇番〇、現況地目、宅地、259平米を隣地
にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅敷地を拡張する計画となっております。申
請地は既に住宅敷地として農地とは認識をせずに使用をしていたものです。
こちら、追認であることにつきましては、てんまつ書も添付されており、
また当時転用の手続がなされていれば、周辺のほかの土地では計画が実行
できなかったことから、やむを得ないものと考えております。

続きまして、議案第38号、梓川倭〇〇〇〇番〇、現況地目、田、2, 850平米のうち0.49平米を所有者である〇〇〇〇さんがコケの栽培に伴う営農型太陽光発電施設として転用する計画です。〇〇〇〇さんですが、隣地農地である梓川倭〇〇〇〇番において既に太陽光発電施設の下部においてコケの栽培をされており、隣地と併せて営農をするものです。農地区分は農振農用地ではありますが、農業振興地域整備計画に支障がなく、また一時転用であることから、不許可の例外に該当し、許可相当と判断をいたしました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 初めに、議案第37号について、地元委員の意見をお願いいたします。今井でありますので、田中代理、お願いします。

田中農業委員 場所ですけれども、今井の郵便局から朝日方面へ行って、500メートルくらい左側に堂村の公民館というのがあります。そこから集落の中を行った150メートルくらいのところに当該地があります。先ほど藤井さんからのお話もありましたとおり、当時の錯誤によりまして、そこ、建物が建ってしまったという追認案件でございますので、そこを自分の畑のせんぜの形態を取っておりますので、周りの影響もないと思いますので、その辺よろしく、致し方ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、現地調査をお願いいたしました前田委員さん、お願いします。

前田農業委員 問題ないと思います。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第37号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、38番、梓川倭であります。波田野委員さん、お願いします。

波田野推進委員 これ、先日コケの収益報告があつて、承認されたとおりの続きです。この

前後、陸砂利取った一帯でして、私が減反を頼まれて、ずっと作っていました。それで、更新で、1年契約で、合意解約で途中ですという話になっていますので、それで来月合意解約でしますので、問題ないと思います。

議 長 現地確認をしていただきました前田委員さん、お願いします。

前田農業委員 コケは真面目に作っておりました。
個人的な意見言っていていいですか。

議 長 どうぞ。

前田農業委員 せっかく稲作れるところなのに、太陽光をやらなんで、稲作りやいいの
って私は思いました。コケだって、あれ、売れる、こんな小さなやつで、
大体1,000円から2,000円の間で売れるそうですけれども、金にな
ればいいということは言えるかもしれないけれども、でも、それって本
当にいいのかななんて、見ながら、それはそれで真面目に作っているも
んで、いいっていえばいいかもしれないけれども、米を作ってほしいな
って個人的には思いました。しょうがない、やむを得ないと思います。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いしたい
と思います。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第38号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆
さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第39号から50号 農地法第5条の規定による許可申
請承認の件、12件及び関連がありますので、議案51号 農地法第5条
の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件を併せて上程をいたし
ます。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。引き続きよろしくお願ひいたします。
着座にて説明をさせていただきます。
3ページをご覧ください。
議案番号39号、島内〇〇〇〇番〇、現況地目、田、255平米を島内に

して農振の用途変更手続済みとなっております。

続いて、議案第47号、内田〇〇〇番〇、現況地目、畑、458平米に土地所有者である〇〇〇〇さんの長男である〇〇〇〇〇さんが農家住宅を建築をする計画です。農地区分は第3種農地でありますので、許可相当と判断をいたしました。なお、令和3年3月3日付で農振除外済みとなっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

議案第48号ですが、申請地については、過去に転用の許可をしてある土地であり、その計画が未達成のため、5条の計画変更申請、議案第51号と同時申請となっております。議案第51号も併せてご説明をさせていただきます。

すみません、失礼いたします。まず初めに6ページをお願いいたします。

6ページ、議案第51号、赤怒田〇〇〇番〇、現況地目、畑、522平米、当初の計画、転用者である〇〇〇〇〇さんは、土地所有者である〇〇〇〇〇さんの娘と婚姻をされたことにより、義理のお父さん所有の土地に一般住宅を建築するという予定で農地法第5条の規定による許可申請を行い、許可を得ておりました。しかし、早期に建築・入居を希望していた〇〇〇〇〇さんは、他地区に土地を求めて転居してしまい、住宅も建築してしまったため、当初の事業計画は取りやめとなってしまいました。変更後の事業計画者、〇〇〇〇〇さんは、土地所有者の近隣に居住し、建築業を営んでいます。木材等の資材を整備・保管する資材置場が必要であり、今回の計画変更申請となっております。

続きまして、1ページ戻っていただいて、5ページをお願いいたします。

議案第48号、赤怒田〇〇〇番〇、現況地目、畑、522平米、赤怒田にお住まいの建設業を営んでいる〇〇〇〇〇さんが資材置場として転用する計画です。農地区分は第1種農地であります。周辺のほかの土地では計画が実行できなく、集落に接続している農地であることから、不許可の例外に該当し、許可相当と判断をいたしました。

続きまして、議案第49号、殿野入〇〇〇番〇、現況地目、畑、158平米に土地所有者である〇〇〇〇〇さんのお孫さんである〇〇〇〇〇さんが住宅を建築をする計画です。農地区分は第1種農地であります。周辺のほかの土地では計画が実行できなく、集落に接続していることから、不許可の例外に該当し、許可相当と判断をいたしました。

続きまして、議案第50号、梓川梓〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、83平米を隣地に住宅を構える〇〇〇〇〇さんが通路用地として転用する計画です。農地区分は第1種農地であります。周辺のほかの土地では計画が実行できなく、また集落に接続していることから、不許可の例外に該当し、許可相当と判断をいたしました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

で、河野委員さん、お願いします。

河野農業委員

議案第39号、転用の目的は農業用施設、小さい字でぼかし肥料製造施設というふうに書いてございますが、たまたまこの土地、愛知県の方の方が相続されていて、荒れていたというようなこともありまして、〇〇さんが引き受けるわけですが、実際には〇〇さんほか何十名ということになるかと思えます。法人化されていないものですから、〇〇さんの名前で取得をするという計画をしております。農振もいろいろ議論をいたしました、やむを得ないかなというところでございます。

議 長

現地確認をしていただきました前田委員さん、お願いします。

前田農業委員

ぼかし肥料は、どうもきれいな水を使わなくちゃいけないらしいです。湧き水がちょうど湧いていまして、それで場所としては非常にいいだろうかなと思っていました。

それから、隣の畑はソバを作っていたみたいで、新しい芽が出ていましたけれども、そこへの影響も、屋根も斜めの屋根でして、低いほうを畑のほうに向けて造るということで、考慮もされているから、やむを得ないかなと思って聞きました。

以上です。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第39号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、40番も島内であります。これも河野委員さん、お願いします。

河野農業委員

40番ですが、土地所有者は〇〇さんで、受人が〇〇〇ということになっております。〇〇〇は、ご承知のように、クリーニング等をやっておる会社でございます。たまたまこの当該地は、平瀬川西というところの言ってみれば鶴の宮というお宮があるんですが、その南の辺りになります。道路、市道に三方囲まれていて、北側は一般住宅ということになっておりまして、周辺農地への影響はないというふうに考えられます。そういった意味で、

この案件についてはやむを得ないという判断をいたしました。よろしくお
願いします。

議 長 現地確認をしていただきました前田委員さん、お願いします。

前田農業委員 同じくやむを得ないと感じました。
以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い
いたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第40号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆
さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、41、42は島立で、同じ筆であるということでもありますの
で、濱委員さん、お願いします。

濱農業委員 場所なんです、合同庁舎の前の道を南へ行って、158の信号機になる
んですが、その信号からちょっと東へ行ったところに泉カーサービスとい
う整備会社があるんですけども、その南裏側を150メートルぐらい
行ったところの圃場になります。

それで、これ、写真見てもらうと、奥のほうに車をいっぱいとめてますけ
れども、同じ地主の方がもう既に駐車場として貸しているところで、周辺
への影響もありませんので、しょうがないかなというふうに見てまいりま
した。

議 長 現地確認をしていただきました前田委員さん、お願いします。

前田農業委員 この〇〇〇〇〇は、何か非常にお客が多くて、車をいっぱい道路に止めら
れて非常に困っている。交通の支障を来たしているって、そういうことで、
新たに駐車場を設ける、そういう話をお聞きしました。

それから、〇〇〇〇〇〇のほうですが、これは近くの北側のところに、ち
ょうど向こうに見えるところにビルが、5階ぐらいのビルがありますけれ
ども、このビル、貸しビルの所有者で、どうも駐車場がなくて、全然借手
がないというようなことも併せて、それでどうもこの土地を借りるって
いう、そういうことみたいです。一時転用なので、やむを得ないかなと思

ます。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

中條委員。

中條農業委員 一時転用で、許可日から3年間という意味は何かあるんですか。駐車場というと、大分長く使うような気がするんですが、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長 藤井主任。

藤井主任 法的に一時転用の最長の期限が3年ということになっております。今回、一時転用ということですので、〇〇〇〇〇さんも店の移転であったり、永久的に使えるような駐車場をその間に何とか確保できた段階では、一時転用を終了する可能性はありますが、保険として、期間としては長く取っておきたいということで、最長の3年間となっております。

〇〇〇〇〇さんの貸しビルについても、永久的なものではないですが、いつ見つかるかも分からない新しい駐車場ということがありますので、なるべく長い期間を取っておきたいということで、最長期間3年となっております。

中條農業委員 変な言い方、3年過ぎたら、また取り直すということもあるということですか。

議長 藤井主任。

藤井主任 原状回復の確約書出ておりますので、その期間が過ぎたら、一度農地に戻すということは確約されていますが、もしその後にもう一度ということになれば、そのときの状況により、可能は可能というか、可能性はあるかなと思っております。

中條農業委員 はい、分かりました。

議長 いいですね。
ほかの委員の皆様でどうですか、この案件に対しまして。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約いたします。
議案第41号と42号について、原案のとおり承認することに賛成の農業

委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案43号でございますが、新村であります。柳澤委員さん、
お願いします。

柳澤農業委員 説明させていただきます。
場所は、梓川沿いの農地になります。倭橋ありますが、その上流側500
メートルぐらいの川沿いの農地になりまして、この写真で2枚なんです
が、別段集落の中でもないようで、トラックが通っても問題ないかなと
いうようなことで見てまいりました。お願いいたします。

議長 現地確認をしていただきました前田委員さん、お願いします。

前田農業委員 やむを得ないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い
いたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約をいたします。
議案第43号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆
さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、44号であります。神林でありますので、塩原委員さん、お
願いします。

塩原農業委員 既に転用されている資材置場と宅地の間なので、仕方ないと思います。

議長 現地確認をしていただきました前田委員さん、お願いします。

前田農業委員 写真を見て分かるように、非常に丁寧に作ってあって、玄人が作るような、
そういう野菜を作っていました。何かそれ見ると、これ、潰しちゃうのは
ちょっとかわいそうだなとか、ちゃんとできるななんて思いながら見
てきました。しょうがないかなと思います。

議長 ありがとうございます。
本件についてほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約いたします。
議案第44号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、45号でございますが、今井であります。田中代理、お願いいたします。

田中農業委員 先ほど申しあげました4条の関係の場所です。長男がこちらへ帰ってきて、おうちの農業と一緒にやるということですので、致し方ないと思いました。

議長 現地確認をしていただきました波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 写真の1ページのほうへ戻っていただきまして、この37番のこの敷地の右隣になります。続いている感じだけでも、の土地であります。ここでやってもらうということらしいので、しょうがないなと思って見てまいりました。農地よりもちょっとこれ、使いにくい土地だなというような土地でした。
以上であります。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第45号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、46号も今井でありますので、田中代理、お願いします。

田中農業委員 当該地は、JA松本ハイランド果実共選所南側、朝日方面へ向かいまして200メートル行って、右へ曲がる道があります。野尻橋を渡った左側にあります。この〇〇さん、今井の土地利用型農業で、規模的にも一番やっていますし、手が回らない方の田んぼを大分やっていますし、その中で、コンバインをはじめ、農機具を置く場所がない。また、稲刈り、また田植えの時期には、どうしても不足してしまうと。いろいろ勘案した中で、ぜひお願いしたいということでありまして、地区の農振、またそれぞれの立場で理解できることでもありますので、致し方ないというふうに考えました。

議長 現地確認をしていただきました波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 この5ページの46番の図の右側に農業施設が建たっていて、それと隣接した土地で、少しこれ、窪地になっていました。あと、これ、1メートルぐらいの低い土地で、ここへ埋め立てて建物を建てるというように感じて見てまいりました。この向こうの左側の白線のところに中あぜを取ってありまして、これで一応土留めとか田んぼの境ということで、管理をしっかりと使って使えると思います。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約をいたします。
議案第46号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、47でございますが、内田であります。丸山委員さん、お願いします。

丸山（茂）農業委員 〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの長男で、現在、アパートで夫婦とお子さんの3人で暮らしているということです。それで、実家には両親と次男の方が暮らしていて、実家に入るにはちょっと手狭であるということ、また両親の高齢化に伴い、実家に近い、約1キロほどなんですが、当該農地に農家住宅を計画し、水田だとか畑の耕作、また将来的には両親の介護等を考えたときに、最適な場所ということで考え、決めたいと思います。

当該農地ですが、写真の左側が市道になっていまして、その市道の左側及び写真の上面のほうに寿台という住宅街が広がっているんですが、今回の住宅を建てるについても、他農地への影響は少ないように住宅図面の変更等もされているということで、近隣農地への影響はできるだけ少なくしたということで伺っています。

以上です。

議長 現地確認をしていただきました波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 現地へ行ってみましたところ、真ん中のところに、総はりで出して、左の住宅形が何となくおぼろげに出ていまして、これもやむを得ないんじゃないかなと見てまいりました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第47号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第48号であります。金子委員さん欠席でありますので、事務局をお願いいたします。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。金子農業委員さんよりご意見をいただいておりますので、発表をいたします。

現地の場所ですが、四賀の化石館から東に1キロほど行ったところを北に上がったところにある山沿いの農地となります。計画変更、新たな5条申請を確認しましたが、特段問題ないと判断しておりますとのことです。

以上になります。

議長 現地確認をしていただきました波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 赤怒田ですが、春になるとフクジュソウの有名なところのそこを見ながら行った山際のところにありました。これ、もう土地として住宅を建てる予定でやったような感じで、やむを得ないんじゃないかなと思って、資材置場として使っていただければ、また有効活用になるかなと思って見てまいり

ました。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案48号と議案51号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、49号、殿野入でありますので、事務局から説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。現地のご意見について、金子農業委員さんからご意見いただいておりますので、発表させていただきます。
現地ですが、目標物といたしまして、信州ゴールデンキャッスルという建物があるんですが、そこから北西に500メートルほど下ったところにある〇〇〇〇〇さんの住宅の裏手にある農地となります。転用については、お孫さんの住宅ということで、問題ないのではないかというふうに判断をしているそうです。よろしく願いいたします。

議 長 現地確認をしていただきました波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 これ、もう住宅の裏ということで、隣の隣辺りがもう自分の畑で、影響ないと思いました。
以上であります。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、集約いたします。
議案第49号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

の変更に伴いまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇と名前を変えておりますが、同一法人となります。〇〇〇〇〇〇〇が当初、建て売り住宅5棟を建てる計画で転用事業を進めておりました。土地の造成が完了し、住宅建築工事を始めようとしていたところ、付近を通りかかった方から、2区画を何とかまとめて購入できないかという強い希望が寄せられ、当初、5棟建てる予定だったものを、二区画を1つにくっつけまして、4棟の計画にすることになり、今回の計画変更申請となったものです。

現地は既に地目も宅地となっております、一般基準等の各要件も満たしていると判断しております。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 初めに、地元委員のご意見をお願いいたします。波田野委員さん、お願いします。

波田野推進委員 5区画のうち3区画はもう売れて、建たっています。右側のほうにもう3棟建たっています、この2区画、左手の〇〇さんのところが木工所を経営して、民芸の木工をやっていたんですけども、今、もう仕事がなく、荒れていて、境も結構荒れているので、なかなか買手がつかないと思います。小さい区画だと際に行ってしまうので、大きい区画だと余裕があって、境が取れる。もう転用で宅地になっていますので、2区画でも売れるなら、それでいいんじゃないかと思います。

議 長 現地確認をしていただきました波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 問題ないんじゃないかと思います。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第52号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第53号及び54号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事

それでは、総会資料 8 ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第 5 3 号、小屋南 1 丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが小屋南 1 丁目〇〇-〇外 2 筆、合計 7, 8 4 3 平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第 5 4 号、惣社にお住まいの〇〇〇さんが惣社〇〇〇外 6 筆、合計 5, 2 4 3 平米について承認を受けるものです。

以上になります。よろしく申し上げます。

議 長

初めに、議案 5 3 号について、地元の委員の意見をお願いいたします。小屋でありますので、窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員

市の公設地方卸売市場の 1 5 0 メートルぐらい東南側に J A ハイランドの園芸育苗センターというのがあるんですけども、このセンターの西側に東西に走る道路があります。この道路ですけれども、国道 1 9 号とか、それから市場の西側と南北に走っている道路の抜け道みたいなことで、最近、交通量が大分増えているんですけども、この道路の東側と西側、農振の農用地区域で、圃場が連なっているところでもあります。今回の証明願に係る 3 つの圃場も、この区域の中にある圃場でありまして、2 丁目〇〇〇の圃場につきましては、作付はありませんでしたけれども、耕起されまして、整地されていまして、それから、そのほかの 2 枚は作付されていまして、特に問題ないというふうに確認をしてきましたので、よろしく願いいたします。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案 5 3 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、5 4 号であります、惣社であります。竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員

5 4 号についてご説明させていただきます。

場所は、惣社地籍と大村地籍との境の惣社地籍になりまして、住宅に囲まれた農地でございます。5 月 2 7 日に現地確認させてもらいまして、この

〇〇〇と〇〇〇－〇、それから〇〇〇〇－〇と〇〇〇〇－〇、これが1枚の田んぼになっていまして、稲を耕作されておりました。それから、〇〇〇－〇と〇〇〇－〇〇は畑でございますが、1枚の畑になっていまして、ブドウを栽培しているのを確認しました。それから、〇〇〇－〇は1枚の田んぼで、1筆ですが、水田を耕作しているということで確認してまいりました。

以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第54号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項アからエについて一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、報告事項のアからエについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

それでは、総会資料9ページからご覧ください。

9ページから11ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、21件、12ページと13ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、18件、14ページ、農地法第4条の規定による届出の件、1件、15ページ、16ページ、農地法第5条の規定による届出の件、6件。

以上になります。よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開は3時5分ということにします。よろしく申し上げます。

(休 憩)

議 長

議事を再開をいたします。

休憩前に引き続き、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

まず、協議事項から、ブロック別研修・懇談会の開催についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

それでは、ブロック別研修・懇談会の開催につきまして、協議事項として説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料は17ページになりますけれども、お願いいたします。

こちら、先月の総会でもちらっと触れましたけれども、8月任期満了となるわけですが、7月までに本年度の利用状況調査、つまり遊休農地関係の調査を現委員さんのほうで調査していただいて、それでご退任いただきたいという考えの下に、ブロック別の研修・懇談会を開催させていただきたいということでございます。

既にブロック長の皆様にはお願いをしておりますけれども、6月上旬から中旬にかけて調整をお願いしたいということでございます。

内容としましては、遊休農地の調査の関係が中心になりますけれども、併せまして、その調査のときに違反転用農地の把握と確認についてもお願いしたいと思います。

また、任期がもうあと2か月ちょっとではありますが、農地の集積・集約化に向けた、あるいは人・農地プランの関係もございまして、こちららもご意見を賜りたいと考えております。

さらに、1ブロック一活動というようなことで、ブロックのお考えに應じまして話し合っただけであればと思います。

本日お集まりですので、日程の下話等していただきまして、今週の金曜日、6月4日までに事務局のほうに日時あるいは場所をお知らせいただければ、例えば2案程度お知らせいただければ、都合のいいときにまた予約できるのかなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

最後ということで、ぜひご協力のほうよろしく申し上げます。

以上でございます。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

農業委員、また推進委員の皆様からご意見や質問がありましたら、挙手を

お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、本件につきましては、ご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は了承されました。
事務局の説明のとおり、ブロック長の皆様は、お手数ではありますが、会議日程の調整をお願いをいたします。
続きまして、報告事項に移ります。
最初に、報告事項ア、令和3年度農作業標準労賃・機械作業標準料金についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 引き続きまして、18ページ、19ページ、そして20ページご覧いただきたいと思えます。
本年度の農作業標準労賃・機械作業標準料金につきまして、2つのJAから関係資料を収集しましたので、参考にさせていただきたいということでご提供させていただきます。
19ページがJA松本ハイランド、それから20ページがJAあづみ、これは梓川地区ということでご覧いただきたいと思えます。
お立場上、地域から相談があった際に、参考にさせていただければ幸いです。
なお、傾向としましては、ハイランドの関係の農作業労賃は前年と変わらずですが、機械作業料金の関係は税込み表示ということで約1.1倍になってございます。あづみ農協さんのほうは前年同様です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
次に、報告事項イ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
板花補佐、お願いします。

それでは、21ページでございます。

5月の振り返りとなりますけれども、ご確認をお願いします。

上から3行目になります。5月17日月曜日でございますが、松本農林業まつりの実行委員会が開催されまして、本年度の農林業まつり、あがたの森で毎年行っている農畜林産物消費宣伝の関係でございますが、コロナウイルスの感染拡大に対する安全面を最優先に考えてということでございまして、昨年もそうだったんですが、今年も残念ながら中止ということが決定されたところでございます。

そして、その中で、また来年度以降の対応というようなことも出てまいったわけでございますが、情勢としては、直売所がもう常時できていて、いろいろなものが手に入る世の中になってきたという中で、従来の開催方法、こちらについて一旦整理をして、課題を整理した上で、来年以降に向けて、どういった農林業まつりの在り方がいいのかというふうなことに付きましては、本年度しっかり議論をして、仕切り直しをして、検討するという事になっておりますので、参考までお知らせいたします。

あと、本日の総会ですが、この後、役員会も予定しているところでございます。

それから、22ページでございますが、こちらは6月の予定になります。

ご覧のとおりでございますが、先月ご案内した松本で6月2日、3日やる予定だった県内19市の農業委員会の協議会通常総会、こちら、やはり中止という形になりました。

それから、少し後ろのほうに行きますけれども、6月のところで空欄になっておりますけれども、長野県農業委員会女性協議会松本支部総会、女性委員の関係の組織でございますが、こちら、日程が決まってきましたので、6月21日の月曜日ということになりましたので、お願いします。総会が1時半、その後研修会が2時からということで、家族経営協定のことや、フラワーアレンジメントなどの研修を予定しております。場所はJA中信会館の6階の601会議室というふうになってございますので、ご予約をお願いいたします。

6月23日水曜日につきましては、農地転用現地調査ということで、今回の担当委員は、橋本委員さん、それから本日欠席ですが、三村委員さんということになっておりますので、また都合悪いようでしたら、また後ほど事務局のほうにご相談いただければと思います。

それから、その下の段の農業者年金協議会総代会・講演会でございますが、こちら2年連続で、やはりコロナの関係で、年齢層高い方が集まるという中では、どうしても難しいということで、中止をさせていただくことになりました。その代わりに書面決議の関係がありますので、6月中下旬に委員の皆様へ資料をお送りしますので、決議に向けた意思表示等、よろしくをお願いいたします。

6月30日は6月の総会でございますが、このタイミングで、午前中農業振興委員会、総会終了後は情報・研修委員会というようなことで予定して

おります。農業振興委員会につきましては、この3年間の取組みを振り返り、これで一締めするというようなこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長 ただいま事務局の説明がありました、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
以上で報告事項は終了いたしました。
続きまして、その他に入ります。
最初に、松本農業農村支援センターから情報提供をいただきます。
松本市担当の戸谷課長補佐には、初めての農業委員会にお越しいただきましたので、自己紹介を兼ねてお願いをいたします。
戸谷補佐、お願いします。

戸谷（松本農業農村支援センター） 皆様、初めまして。松本農業農村支援センターから参りました戸谷修一と言います。小川の後任で参りました。4月1日からということでよろしくお願ひします。
前任地は軽井沢町の担当をしておりまして、3年間やっておりました。大部分は東北信の農業改良普及センターですね、担当しておったものですから、ご当地は初めての勤務になります。どうぞよろしくお願ひいたします。
この委員の皆様の中にも、若い頃大変お世話になった委員さんもおられますし、また今後ともぜひよろしくお願ひいたします。
続きまして、私のほうから情報提供させていただきます。
本日、農作業安全のシールを1枚、左上のほうに貼ってありますので、それをご覧いただきたいと思います。
手短かに説明させていただきますが、定例会の総会資料ということでありませう。大きく4項目で説明させていただきます。
一番上のところに書いてあります1番ですね。先ほどのシールと同じように、令和3年3月以降、長野県内で農作業死亡事故が多発しているということで、4月の定例会、都合で出席できなかったんですが、同じ内容の資料をお願ひしてあるんですが、それ以降も死亡事故が立て続けに起きておりまして、本日までに死亡事故は7件起きております。うち松本農業農村支援センターの管内は2件ということです。
そのほかに松本では重症事故が管内で2件あるということで、1つの重傷事故の例は、トラクターに乗っていて、道路を田んぼののり面のほうへ乗り上げてしまつて横転してしまつたということで、重傷事故です。

もう一件は、耕運機を使って、手押しの耕運機ですね。使っていて、キックバック、前へ進んでいたつもりが、恐らく後ろのほうへ跳ねてしまって、足にロータリーの刃が刺さってしまったという事故があります。十分ご注意くださいと思います。

死亡事故の例ということで、80代の方ということで書いてあります。これ、軽トラックから橋、ブリッジを利用して農業機械を降ろしていたと思われるんですが、原因はよく分からないんですが、機械と作業者がバランスを崩して転倒したところに農業機械が落ちてきて、体の上半身ですね、あと頭部に落ちたということでもあります。

下には対策ということで書いてありますが、機械作業のほとんどの死亡事故が高齢者の方です。操作方法を熟知した家族の方が農作業を代わってやってやるのかという点で、ぜひ気配り等をしていただければ事故は減っていくかなと思います。

また、農作業時の服装を改めるということで、ヘルメットをしていれば、先ほどご紹介した死亡事故は防げたかもしれません。ゴーグルを使ったり、安全靴ということで、服装をもう一度点検していただければと思います。

これから暑くなりますので、熱中症ということもあります。ですので、ぜひ熱中症対策をしっかりと、もし体温が上がって危ないようであれば、直ちに病院へ行くということなんですが、首の回りを冷やしたり、わき下を氷で冷やすと、動脈が近いということで、体温もぐっと下がりますので、周りの方も気配りをお願いしたいと思います。

あと、2番のところですね。農作業機を牽引した農耕トラックの公道走行ガイドブックというのを2ページと3ページに農水省のホームページから持ってきてあります。灯火器類の確認であるとか、そういうものをしっかりとつけていただければ公道を走れるように法も変わっています。農業機械によっては、所有している運転免許証の種類も違ってきますので、詳しくは農機具を買われた購入店などにお問合せいただいたり、どういう装備をつければ道が走れるんだいということで、販売店のほうへお問合せいただければいいかと思いますので、よろしくお願ひします。

あと、3番として、2021年の気象表を4ページに持ってきました。非常に字が細かくて、申し訳ありません。今、どうしてもA4で印刷をしますので、字が小さくなってしまいうんですが、4月上旬までは非常に高温傾向で来たんですが、それ以降は下がっているということで、私も北信のほうなんですが、同じ作物を昨年と比べると、5日から1週間ぐらい遅いようなイメージでおります。花は早く咲いたんですが、ちょっとその後停滞気味で来ているというようなイメージであります。

あと、最後に5から7ページに主要農作物の生育概況を書いてありますので、5月20日現在でまたお読みいただければと思います。

最後に、4月以降、非常に断続の低温で、凍霜害が発生したということで、被害に遭われた皆様にはお見舞いを申し上げます。

現在、県内の被害額をとりまとめているところですが、中信地域などでは相当な被害が予想されています。

これに対応しまして、5月28日から当面の間、技術対策や融資制度の相談窓口を支援センターに設けております。電話番号は0263-40-1947です。ご来所いただくか、支援センターの職員が伺ってもいいと思います。電話でも受け付けますので、地域の皆様にご紹介等していただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、最後になりますけれども、資料の関係だけ、また各地区でお持ち帰りいただいて、本日欠席の推進委員さんなり農業委員さんにつないでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、出口のところに封筒を用意してございますので、必要な方は封筒をお持ちいただければと思います。

あと、農地法関係の原本申請書類は、机の上にそのまま置いてお帰りいただきたいと思います。

また、駐車場の無料認証がそこに機械ありますので、またお声がけをお願いいたします。

私からは以上でございます。

議 長

その他全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

中條委員。

中條農業委員

30日の農業振興委員会は何時から。

議 長

30日、板花補佐、振興委員会。

板花局長補佐

10時か10時半ぐらいかと思っておりますので、1時間程度考えておりますので、10時半ぐらいかなということですがけれども、ちょっと後ほどまた委員長とも相談しながら……

中條農業委員

また連絡……

板花局長補佐

はい。もちろん通知は差し上げます。

中條農業委員

すみません、お願いします。

議 長

ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして議長を退任させていただきます。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

小 林 弘 也

議事録署名人 23番

塩野崎 道 子

議事録署名人 1番

青 木 秀 夫